

養育医療の流れ

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付を行います。

1 養育医療給付申請（役場：健康推進課）

必要なもの

- ・申請書（様式第2号）
- ・医師の意見書
- ・世帯調書及び町税等課税状況等確認同意書（様式第11号）
- ・保険証
- ・印鑑

2 養育医療券の発行、養育医療の給付決定

*役場から扶養義務者のかたへ養育医療券が届きます。

養育医療券を病院へ提示してください。

*世帯員全員の課税状況により、月額徴収基準額が決定します。

3 養育医療費の支払い

*病院での医療費の支払はありません。（差額ベッド代など保険適用外の費用、食事代などは支払う必要があります。）

*月額徴収基準額に基づいて、日割り計算を行い、1か月分の医療費を決定します。納入通知書を送付しますので支払をしてください。（役場大栄庁舎、北条庁舎、鳥取銀行、鳥取中央農協、山陰合同銀行、倉吉信用金庫、鳥取信用金庫 各本店、支店にて納入できます。）

*退院されるまで、毎月支払があります。

4 特別医療費の請求

*ひと月分の養育医療費が、特別医療費の自己負担金額を超えた場合、特別医療費の申請を行っていただくことができます。

例：養育医療のひと月分が82,400円だった場合（31日間入院）

特別医療費の上限額：1,200円×31日＝37,200円

82,400円（養育医療費）－37,200円（特別医療上限額）
＝45,200円 を償還払い

問合せ先 北栄町健康推進課（北栄町役場 大栄庁舎1階）
電話 0858-37-5867 Eメール kenkou@e-hokuei.net